

裁 判 所	広島高等裁判所
事 件 番 号	令和6年（ネ）第83号
事 件 名	国家賠償請求控訴事件
判決年月日	令和6年9月19日
判 示 事 項	<p>歩行者が、国の設置及び管理に係る歩道上のアスファルト舗装部分と当該歩道上に敷設された視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）との間にあった窪みに足がはまり傷害を負ったとして国家賠償法2条1項に基づき治療費等の支払を求めた事案につき、国家賠償法2条1項の責任の有無を判断するに当たっては、点字ブロックが道路と一体として利用されるものであることを踏まえ点字ブロックの設置又は管理の瑕疵ではなく歩道の設置又は管理に瑕疵があったかどうかを検討すべきであるところ、歩道全体の寸法や路面の状況、窪みの位置や大きさ、歩道の照度、利用状況、歩道の構造、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定等の考慮要素を検討すれば、本件歩道は歩道として通常有すべき安全性を欠いている状態にあるとはいえないとされた事例</p>
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	<p>本件は、夜間（午後8時頃）にジョギングをしていたXが、国の設置及び管理に係る歩道（以下「本件歩道」という。）上のアスファルト舗装部分及び本件歩道上に敷設されている視覚障害者誘導用ブロックとの間にあった窪みに自身の左足がはまる事故に遭い、左足関節靭帯損傷の傷害を負ったとして、国の本件歩道の設置又は管理に瑕疵があったと主張し、国に対して、国家賠償法2条1項に基づき損害賠償を求めた事案である。</p>
訟 務 月 報	71巻4号